

# 津和野町人権・同和問題町民意識調査

平素より、町行政に格別のご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、昭和 40（1965）年に出された同和対策審議会答申は、同和行政の基本指針たる役割を果たし、現在でも行政として評価しています。その中で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題であり、日本国憲法によって保障されている基本的人権に関わる課題である」（国の責務と国民的課題）と述べています。

また、昭和 21（1946）年 11 月 3 日公布、翌年 5 月 3 日施行の日本国憲法では、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重の 3 つを基本原理としています。14 条には、人間の平等と差別の禁止がうたわれ、部落差別は社会的身分又は門地に基づく差別として憲法の明文で禁止しています。そして、昭和 22（1947）年 3 月 31 日公布、教育基本法では、日本国憲法の精神を受け、教育の機会均等、男女共学、主権者としての政治的教養の尊重をはじめ、戦後教育の重要な原則を定めています。

このように同和問題は基本的人権ならびに教育の機会均等などに関わる国民的課題であるとともに、行政の責務であり、社会問題の 1 つです。

平成 9（1997）年の「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画においては、「同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みを踏まえて施策を積極的に推進する」と述べています。

本町では、平成 24（2012）年 3 月に、「学ぶ心を育て文化の薫り高いまちづくり」をスローガンとする「津和野教育ビジョン」を作成し、町の将来を担う人材育成にむけた教育の振興に取り組んでおります。そして、社会教育部門において、人権・同和教育を積極的に推進し、全ての町民が共生できる社会の実現を目指すことを目標に、町民の人権意識の実態を把握し、それに対応した啓発や学習活動を推進することを目標実現のための視点として挙げています。

本町としましては、この意識調査を実施することにより、これまでの取り組みを見つめ直し、今後の人権・同和問題及び啓発の課題を明らかにするとともに、更に効果的な推進を図って参りたいと考えております。また、津和野町としての人権・同和問題に関する基本指針の策定に役立てたいと考えております。そして、町民一人一人が研修会や学習会等で知識を深めるとともに、人権が尊重された住みよいまちづくりに向けた実践力を身につけていかなければならないものと思っております。

つきましては、この調査表におきまして忌憚のないご意見をお寄せ頂きますようお願い申し上げます。

平成 26 年 1 月

津和野町長 下森 博之

■この調査について

1. この調査は、津和野町における今後の人権施策を推進するうえでの基礎資料として活用するために、町民のみなさまに人権問題についてのお考えをお聞きするものです。
2. このアンケートは、町民のみなさまの中から、**無作為に約1,400名の方を選んで**お送りしています。
3. **無記名でお答えください**。結果は統計的処理いたしますので、個人の回答内容が外部にもれることや、あなた自身にご迷惑をおかけすることはいっさいありません。
4. 回答内容は調査の目的以外に使用することはありません。

■ご記入にあたってのお願い

1. あて名の**ご本人**がお答えください。
2. 黒または青の筆記用具をお使いください。
3. 指示にしたがってあてはまる番号に○をつけるか、数字をご記入ください。
4. お答えいただいたアンケートは、**1月20日（月）までに**同封の封筒に入れてご返送いただきますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》

この調査に関するご質問などは、下記までお願いいたします。

津和野町教育委員会 社会教育係

所在地 〒699-5605 津和野町後田口64番地6

電話 (0856) 72-1854

FAX (0856) 72-1650

E-Mail kyouiku@town.tsuwano.lg.jp

\*以下の各選択肢に付した数値は百分比である。ただし、すべて選ぶ（多重回答）設問での母数は回答者全体、1つだけ選ぶ設問では母数は有効回答数（回答者全体から無回答や非該当票を除いたもの）としている。

**問 1** 日本国憲法第 14 条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。あなたはこの条文をご存じですか。あてはまる番号に 1 つだけ○をつけてください。

1. よく知っている (30.4)      2. 少しは知っている (59.1)      3. 知らない (10.5)

**問 2** あなたは下の表にあるような法律、条約、文書などがあることをご存じですか。次の (A) から (I) のそれぞれについて、あてはまる番号を 1 つだけ選んで○をつけてください。

	1	2	3	4
	知っている 内容までくわしく	少しだけ内容を 知っている	名前だけなら知 っている	全然知らない
A) 障害者基本法	4.2	30.2	40.0	25.6
B) 男女雇用機会均等法	9.8	51.1	29.5	9.7
C) 男女共同参画社会基本法	6.4	35.8	36.9	20.9
D) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)	11.4	45.6	33.5	9.5
E) 世界人権宣言	6.1	29.8	45.4	18.7
F) 子どもの権利条約	5.8	27.1	39.8	27.2
G) 人種差別撤廃条約	6.4	30.8	43.2	19.6
H) 同和対策審議会答申	4.5	23.4	37.7	34.3
I) 水平社宣言	2.6	9.7	19.9	67.9

**問 3** あなたは以下の人権課題について関心がありますか。関心のあるものについて、あてはまる番号 すべて に○をつけてください。

1. 女性 (46.9)      2. 子ども (50.6)      3. 高齢者 (59.0)      4. 障がい者 (62.3)  
 5. 同和問題 (36.3)      6. 外国人 (13.7)      7. アイヌ民族 (13.3)      8. HIV 感染者 (25.1)  
 9. ハンセン病患者・回復者 (25.9)      10. 刑を終えて出所した人 (25.7)      11. 犯罪被害者 (28.0)  
 12. 性的少数者 (同性愛者・性同一性障がい者など) (16.5)      13. ホームレス (19.6)  
 14. その他 (0.5)

問4 一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか。次の(A)から(K)のそれぞれについて、あてはまる番号を1つだけ選んで○をつけてください。

	1	2	3	4	5
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
A) 差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ	62.7	27.7	3.0	2.2	4.4
B) 差別は世の中に必要なこともある	6.1	13.0	14.6	52.4	13.9
C) あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	51.3	35.1	4.0	1.8	7.7
D) 差別されている人は、まず自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	22.1	33.1	13.3	18.0	13.5
E) 差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなることが多い	14.7	29.3	15.7	21.9	18.4
F) 差別は法律で禁止する必要がある	28.1	30.7	10.5	10.5	20.2
G) どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ	22.3	37.7	11.8	13.7	14.5
H) 差別される人の話をきちんと聴く必要がある	51.2	34.9	3.2	2.1	8.6
I) 差別だという訴えを、いちいち取り上げていてはきりが無い	10.7	20.1	19.5	35.6	14.0
J) 差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	41.7	34.7	6.9	5.5	11.1
K) 差別の原因には、差別される側に問題があることも多い	10.8	23.7	15.6	27.0	22.9

問5 仕事や福祉、制度など、生活のさまざまな場面についての次のような意見に対して、あなたご自身は賛成ですか、反対ですか。(A) から (K) のそれぞれについて、あてはまる番号を 1つだけ 選んで○をつけてください。

	1	2	3	4
	賛成である	賛成である どちらかといえば	反対である どちらかといえば	反対である
A) 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである	4.9	33.7	34.1	27.3
B) 結婚せずに一人で暮らす生き方があってもよい	25.2	34.0	29.2	11.6
C) 妻も夫もそれぞれ別の姓を名乗ってもよい	14.3	21.4	34.3	30.0
D) 役場や企業は障がい者の雇用を積極的に推進すべきである	40.8	52.8	5.3	1.1
E) 高齢者よりも地域に住む若い人のための施策を優先すべきである	19.5	40.2	27.9	12.4
F) 国や町は貧しい人のためにもっとお金を使うべきである	28.3	47.9	20.7	3.1
G) 子どもの保育施設を充実させるためには増税もやむをえない	11.7	45.4	29.2	13.6
H) 日本に住む外国人はこれ以上増えない方がよい	16.2	31.4	38.2	14.2
I) 同性愛は異常な行為である	19.4	21.6	38.7	20.3
J) 安全な暮らしのためには個人のプライバシーが犠牲になることはやむをえない	7.4	22.5	37.7	32.5
K) 自分の主張だけでなくまわりとの調和をもっと大事にすべきだ	53.5	43.5	2.0	1.0

**問 6** あなたは、日本の社会において同和問題や部落問題などと呼ばれている差別の問題があることを知っていますか。あてはまる番号を 1つだけ選んで○をつけてください。

1. 知っている (88.3) → **問 7** へお進みください
2. 知らない (11.7 : 無回答を含む) → **問 14** へお進みください

**問 7** あなたがその問題を初めて知ったのはいつのことですか。あてはまる番号を 1つだけ選んで○をつけてください。

1. 小学校入学前 (2.7)
2. 小学生の頃 (35.5)
3. 中学生の頃 (32.5)
4. 高校生の頃 (9.3)
5. 高校を卒業してから (20.1)

**問 8** あなたはその問題をどのような人や方法を通じて知りましたか。あてはまる番号 すべてに○をつけてください。また、最初に知った人や方法の番号を下の四角の中にお書きください。

1. 家族 (40.9)
2. 親せき (11.8)
3. 近所の人 (26.2)
4. 学校の友だち (18.8)
5. 職場の人 (17.5)
6. 1～5 以外の友人・知人 (7.7)
7. 学校の授業 (36.6)
8. 講演会や研修会 (27.7)
9. 書籍 (13.3)
10. 新聞や雑誌 (26.5)
11. テレビやラジオ (21.4)
12. インターネット (0.8)
13. その他 (0.3)

**最初に知った人や方法 (上位 5 項)**

1. 学校の授業(30.1)
2. 家族(23.3)
3. 近所の人(12.3)
4. 学校の友だち(8.3)
5. 講演会(6.8)

**問 9** あなたが同和問題や同和地区 (被差別部落) についてこれまで知ったことのうち、強く記憶に残っていることは次のうちどれですか。あてはまる番号 すべてに○をつけてください。

また、最も記憶に残っていることの番号を下の四角の中にお書きください。

1. 昔の身分制度について (59.3)
2. 同和地区の名前や場所について (57.3)
3. 同和地区の人の仕事について (44.7)
4. 同和地区の住環境について (25.5)
5. 同和地区の人の人柄について (17.1)
6. 差別をなくす運動について (31.5)
7. 同和問題に関する制度や事業について(20.1)
8. この問題には関わらない方がよいこと (9.3)
9. 差別はいけないということ (56.7)
10. 同和地区の人がかわいそうだということ(21.2)
11. その他 (1.2)

**最も記憶に残っていること (上位五項)**

1. 身分制度(23.8)
2. 地区の名前(22.7)
3. いけない(15.5)
4. 仕事(12.6)
5. かわいそう(6.4)